

年金相談



Q1 令和8年(2026年)4月から働きながら受け取れる年金の支給停止の基準額が大幅に引き上げられたのはなぜですか？

A1 年金の制度改正により、社会経済情勢の変化などを踏まえ、基準額の水準が見直されたためです。

見直しの背景

・平均寿命、健康寿命の延伸 \Rightarrow 働き続けることを希望する高齢者 **増**

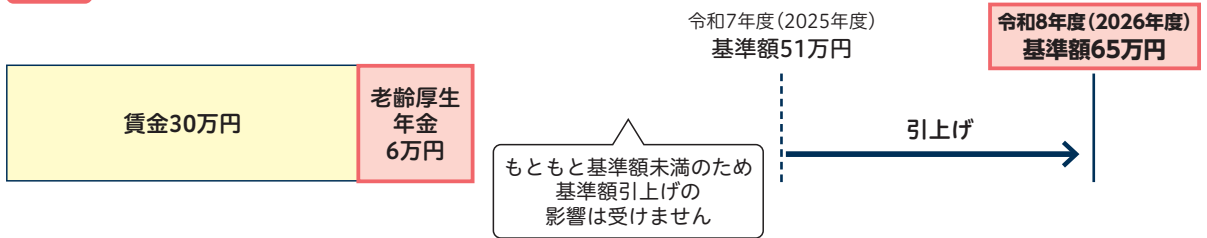
・人材確保、技術継承の観点 \Rightarrow 高齢者の活躍を求める世の中のニーズ **高**

Q2 今回の見直しにより、働きながら受け取れる年金は必ず増えますか？

A2 全ての方の年金額が増えるわけではありません。今回の見直しは「支給停止となる基準額」が変わるものであり、収入状況によっては影響がない場合もあります。

例えば、もともと基準額以下(「賃金の月額 + 年金の月額」が51万円以下)であった場合、今回の見直しの影響を受けません。

例1 賃金の月額30万円、老齢厚生年金の月額6万円の場合



例2 賃金の月額45万円、老齢厚生年金の月額10万円の場合

